

一般財団法人布能育英会
令和8年奨学生募集要項

1. 応募資格

以下のすべての条件を満たす方が応募できます。

日本国籍を有し、山梨県内の高等学校を卒業した方

4年制以上の大学、または大学院（修士課程・博士課程）に在籍中、または令和8年4月に入学予定の方

令和8年4月1日時点で30歳以下の方

〈注〉応募できない方

通信教育課程・夜間学部の在籍者

高等学校を中途退学し、「高等学校卒業程度認定試験」に合格した方

〈その他〉

浪人や留年をしていても応募可能です。

保護者（連帯保証人）の所得制限はありません。

他の奨学金との併用も可能です。

法科大学院は「大学院修士課程」として扱います。

2. 採否の通知

奨学生の採否は令和8年5月中旬に決定し、結果を郵送でお知らせします。

3. 奨学生の義務

奨学金の返済義務はありません。

卒業後は、社会での活躍を通じて支援に応じてください（どのように貢献するかは奨学生本人の課題です）。

就職などに関して特別な制限や拘束はありません。

ただし、奨学生として採用された方は、在学中・卒業後を問わず、布能育英会の規定・連絡・指示に従う義務があります。

4. 採用予定人数

大学・大学院あわせて約40名を予定しています。

※人数は変更になる場合があります。

5. 給付金額と期間

給付額：年間 30 万円以内

給付期間：令和 8 年 7 月～令和 9 年 2 月

※布能育英会の規程等に従わない場合は、給付金が減額されることがあります。

6. 募集期間

令和 8 年 4 月 3 日（金）～4 月 24 日（金）午後 1 時まで

※締切日時を過ぎた書類は受け付けません。

7. 不採用・採用取り消しとなる場合

以下のいずれかに該当する場合、応募は無効となります。

採用後に判明した場合も、採用が取り消されます。

提出書類に不備や虚偽の記載がある

締切日以降に提出された

面接実施時に欠席した

応募者または連帯保証人が、「奨学生を希望する皆様へ」などの関連書類を読んでいない、理解していないと判断された場合

選考の経緯を問い合わせた、または抗議・苦情・異議申し立てを行った場合

事務局からの連絡や指示に従わない、または呼び出しに応じない場合

応募者または連帯保証人が「お金だけを目的としている」と判断された場合

8. 問い合わせ

問い合わせをする前に、奨学生募集に関する全ての書類を読み、内容を理解していることが必要です。

理解していない方からの問い合わせは受け付けません。

電話での問い合わせは不可です。

問い合わせは、ホームページ内の専用フォーム（「問い合わせはこちら」）から行ってください。

9. 書類提出方法

提出前に、ホームページに掲載されている

「令和 8 年奨学生募集について」のすべての関連資料を印刷して手元に保管してください。

※後日の問い合わせ時に手元にない場合は不採用となります。

提出方法

日本郵便の「普通郵便」または「速達郵便」のみ受け付けます。

書留郵便・レターパック・宅配便（例：クロネコヤマト）・持参は受け付けません。

→ 上記方法で提出した場合は受理できず、不採用となります。

締切：令和8年4月24日（金）午後1時必着

期日までに到着しない場合は、自動的に不採用になります。

提出先：

〒400-0027

山梨県甲府市富士見2丁目7-12

一般財団法人 布能育英会 事務局

10. 書類提出後

「奨学生願書を提出した皆様へ」「面接の案内」などを郵送しますので、必ず読んで内容を理解してください。

理解することは奨学生としての義務です。

奨学生に採用された方の書類は返却しません。

不採用の方の書類は返却します。

11. その他注意事項

毎年、書類の不備や指示に従わないことが原因で不採用となる方が多数います。

書類の不備等に関して「言い訳」は受け付けません。

諸般の事情により、募集を中止または延期する場合があります。